

9月定例会以降の本会議、委員会等におけるパソコン等の取扱いについて

現行の申し合わせでは、本会議へのパソコン等の持ち込みは禁止とされているが、委員会等において本年4月から本格的にペーパーレスの取り組みがスタートしたことを踏まえ、6月定例会中、本会議での取扱いを暫定的に緩和している。

9月定例会以降の取扱いに係る次の見直し案について、各会派等で検討していただきたい。

次回(7月2日開催予定)の議会運営委員会で、各会派等での検討結果を踏まえ、取扱いを決定したい。

【見直し案】

	本会議			委員会等	備考
	持込区分	使用目的	配布資料		
案1	限定持込み (発言通告者)	当該発言の ための使用	書面による配布	現行の運用	6月定例会で暫定的に実施中
案2	任意持込み	議事に関する 使用	書面による配布	現行の運用	
案3	原則持込み	議事に関する 使用	原則、書面による 配布はしない	現行の運用	本会議も委員会等と同様とする。

※県が整備したパソコンに限る。

※携帯電話及びスマートフォンの持込みは、これまでどおり禁止する。

※執行部については議員の取扱いに準ずるものとする。